

ベビーホテル問題に対する提案1

昭和56年4月8日

東京都私立保育園連盟
ベビーホテル問題検討委員会

I 緊急対策について

(1) 区市町村に緊急対策連絡会を設置する

緊急に市町村単位に関係機関で対策連絡会を組織し、その地域のベビーホテルの実態、入所原因、家庭の分布等を調査し、その対策を緊急にたてると共に、地域に関係機関、団体、施設等の保育についてのネットワークをつくる。

(構成メンバー 区市町村の保育担当課、福祉事務所、児童相談所、公私立保育園、保育室、家庭福祉員、母子寮、乳児院、養護施設等)

(2) ベビーホテル入所児の緊急措置

健康、生命に危険なベビーホテルに入所している子どもについては、ただちに親の指導をし、公私立保育園を始め、関係施設に移籍する。更には、生活保護や母子福祉貸付金の活用等援助する。

当面の施策への提案

(1) ベビーホテル規制について

まず、子どもの生命、健康、発達に危険の恐れのあるベビーホテルに対しては、現行の関係法令を適用してただちに改善、停止を計ること。

安易な規制措置で法的な認知をしたり、助成をしないこと。

(2) 必要なところでは、特例として午後8時を限度として延長保育をする。

そのための人員配置(保母、調理員)、環境、設備の予算措置をすること。

(3) 0歳児保育、産休明け保育の実施推進のため国の「乳児特別対策事業」を特別対策でなく、

全階層を対象とすること。

・看護婦、栄養士の配置

・産休明け保育について、特別人員配置をすること

(4) 入所措置の決定に際し、園長の意見が充分尊重されるようにはかすること。

(5) 「保育に欠ける」という措置基準を拡大する方向で再検討すること。

(6) 私立保育園については、まず定員定額制を実施し、公私立保育園共4月には空定員を何名か残し、転居、病気入院などの切実な緊急な入所要求に対し、途中、緊急入園できるようにはかすること。

(7) 各区市町村に児童福祉審議会を組織し(公私立園長も参加)、保育園の適正配置(幼稚園を含め)、年齢定員の決定、園児の入所について連絡調整、入所相談、両親教育、PR活動の実施計画等をする。

(8) 地域における両親教育計画と実施

地区児童審議会で計画された、両親教育の計画を保健所等と連携し、保育園も積極的に参加して実施する。

(9) 保育園で乳児の集団保育をする体制を充分とる方向と並行して、労働政策面で、母親の労働時間の短縮、産前産後休暇の延長、育児休業制度を拡充し、給与補償をしていく。